

島内交通全体を見据えた再構築事業業務委託に関する
公募型プロポーザル方式実施要領

1 業務目的

佐渡市内において路線バスやスクールバス、コミュニティバスなど重複する区域やきわめて利用の少ない区域において、路線バスの運行区域及びダイヤ等の見直しを行い、路線バスの最適を図ることが課題となっている。そのため、本業務では交通空白地となる区域やそれ以外の区域において地域住民及び観光客の利便性を高める路線バスの最適化や代替輸送等の提案を行うための地域公共交通再編計画を公募型プロポーザル方式によって企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の実施者として選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 実施主体

佐渡市地域公共交通活性化協議会（以下、協議会）

(2) 業務内容

別紙「島内交通全体を見据えた再構築事業業務 委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(4) 業務委託予算概要（提案上限額）

本業務の委託見積限度額 金 4,895,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、受託候補者を選定するに当たり、価格のみの競争ではなく、事業者実績、経験、技術力、企画力等が受託候補者としての適格性を有しているかを確認するために行うものである。プロポーザルに提出された企画提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として選定する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (3) 国または地方税を滞納していない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。
- (7) 平成 25 年 4 月 1 日以降で、国、地方公共団体又は地域公共交通会議等が発注した、①地域公共交通の運行に係るデータ分析業務、②公共施設・交通事業等の経営改善に係る検討業務、③官民連携事業（PPP/PFI など）の導入に係る検討業務【のいずれかを】元請として受注し、完了した実績を有すること。

5 選定までのスケジュール（予定）

公告（ホームページ掲載）	令和7年3月25日（火）
質問書の提出期限	令和7年4月1日（火）
質問書の回答	令和7年4月3日（木）
企画提案書提出期限	令和7年4月10日（木）
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年4月14日（月）
選定結果通知	令和7年4月16日（水）

※日程については、当協議会の都合により変更する場合がある。

6 質問書の提出

質疑がある場合は、質問書（様式第1号）を提出すること。

(1) 受付期間

令和7年3月25日（火）から令和7年4月1日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールによること

電子メール k-koutsu@city.sado.niigata.jp

※件名は「島内交通全体を見据えた再構築事業プロポーザルに関する問合せ」とする。

(3) 質問回答

令和7年4月3日（木）に佐渡市ホームページに掲載

7 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月10日（木）午後5時まで（郵送は必着とする。）

(2) 提出場所

佐渡市地域公共交通活性化協議会事務局（佐渡市交通政策課内）

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地

(3) 提出方法

参加申込書及びその他の書類に必要事項を記入の上、郵送、持参または電子メールにより提出すること。

(4) 提出書類

下記に示す書類を提出すること。なお、書面で提出する場合、①は1部（正本1部）、②から⑤については6部（正本1部、副本5部）とする。

①企画参加申込書（様式第2号）

②会社概要（様式第3号）

③業務実績書（様式第4号）

④企画提案書（様式第5号）

⑤誓約書（様式第6号）

⑥見積書（任意様式）

・様式第4号の業務実績書については、仕様書又は業務内容が確認できる書類を提出すること。

・企画提案書は、様式第5号を表紙とし作成すること。提案内容は、任意様式とし「8 企画提

案書の作成方法」を参照の上、作成すること。

・メール提出の場合は、大容量データ送信用のアドレスをご案内しますので、下記の問い合わせ先へメールで連絡してください。

8 企画提案書の作成方法

(1) 企画提案書作成上の基本事項

企画提案書は、令和7年度島内交通全体を見据えた再構築事業業務委託における取組方法を示すものであり、具体的な内容や成果品の一部に相当するものの作成や提出を求めるものではない。具体的な業務は、契約後に企画提案書に記載された内容を反映しつつ、当協議会が提示する資料に基づき、協議のうえ、行うものとする。

(2) 企画提案書の書式

企画提案書の作成方法は、令和7年度島内交通全体を見据えた再構築事業業務委託に対する事業者としての考え方や取組方法を簡潔にまとめ、表紙を除きA4版両面5枚（文字は11ポイント程度、様式フリー）10ページ以内で作成すること。

(3) 企画提案書に記載すべき事項

仕様書の内容を踏まえ、以下の事項について具体的に提案すること。

① 計画策定支援全般に対する考え方

佐渡市の現状や課題を認識し、計画を策定する上での基本的な考え方やコンセプト、業務手法、実施方針等を記載すること。

② 佐渡市の現状把握

佐渡市の公共交通の現状を記載すること。

③ 計画策定に向けた現状の課題の抽出と整理

基礎データ（アンケート調査、交通事業者へのヒアリング等）の分析方法を記載すること。また、基礎データを活用した課題の洗い出し、施策等へ導くための方法を記載すること。

④ 計画の策定支援

総合計画と総合戦略、個別計画との整合性を図る方法を記載し、併せて、実現性、実効性のある具体的な策定方針を記載すること。

⑤ その他の提案

得意分野を活かした独自の提案について記載すること。

⑥ 業務実施体制

本業務を遂行するための組織体制や人員配置、業務の実施スケジュールを適正に管理するための進行管理やマネジメントの取組、各種作成資料や成果品の品質管理等の取組を記載すること。

(4) 留意事項

企画提案書は、文章での表現を原則とするが、事業者の考えを示すために必要な場合は、視覚的表現の使用を認める。

9 見積書の作成方法

(1) 見積書の提案金額

① 提案金額は、委託期間中（契約の日から令和8年3月31日）の本業務にかかる費用の見込額とする。また限度額は、上記「2業務概要」で示した額とする。

② 算出根拠が示されたものを提出すること。

10 審査方法について

本プロポーザルによる受託候補者の選定については、佐渡市地域公共交通活性化協議会が設置する島内交通全体を見据えた再構築事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行い選定する。

(1) プレゼンテーション

選定審査会において、参加申込者から提出された書類をもとに、下記「11 審査基準表」及び「12 採点基準表」に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、最高得点を得た事業者を受託候補者に選定する。また、第2位の者を受託候補次点者として選定する。

- ① 開催日時 令和7年4月14日（月）
- ② 場 所 金井コミュニティセンター 大会議室
（新潟県佐渡市千種240番地）
- ③ 開催方法 20分以内での提案説明のあと、10分程度の質疑を行う。
- ④ 出席者 2名以内とする。
- ⑤ 説明者 原則、主務担当者（主として本業務に取組む者）とする。
- ⑥ 機器類 プロジェクター及びスクリーンは佐渡市地域公共交通活性化協議会が準備する。
その他必要なものは提案者が準備する。
- ⑦ 順 番 提案書の提出順とする。
- ⑧ その他 開催時間及び会場等の詳細な内容については、別途通知するものとする。
提出期限までに提案書を提出しなかった場合は、辞退したものとみなす。
また、ヒアリングに遅刻・欠席した場合は辞退したものとみなす。

(2) 評価・採点の留意事項

- ① 審査は、参加者が1者であっても審査を行うものとする。
- ② 審査は、審査基準に基づき、選定審査会の各委員の評価点の合計を集計した総合得点をもとに、最高得点を取得したものを受託候補者、次点を取得した者を受託候補次点者とし選定する。ただし、その点数が配点の6割以下であるときは、受託候補者として選定しない。
- ③ 選定審査会での審査内容は公表せず、異議申し立ては受け付けないものとする。

11 審査項目及び適否、配点

審査について、下表「審査基準表」により審査を行う。

【審査基準表】

審査基準表			
	評価項目	評価内容	配点
1	計画策定支援に対する考え方	佐渡市の特性や課題を的確に把握しており、本業務の目的や条件を十分に理解しているか。	20点
2	現状の把握	佐渡市の公共交通の現状を正確に把握しているか。	10点
3	現状の課題の抽出や整理	佐渡市の公共交通の現状を把握するための基礎データ（アンケートや交通事業者へのヒアリング等）の分析方法や基礎データを活用した課題の洗い出し、施策等へ導くための方法について、適切な提案がなされているか。	20点
4	計画等の策定	実現性、実効性のある具体的な計画の策定方針が提案されて	20点

		いるか。	
5	上位計画・関連計画との整合性	総合計画と総合戦略、個別計画との整合性を図る方法が、提案されているか。	10点
6	提案の独自性	独自性のある提案がなされているか。	10点
7	業務実施体制、進行管理・マネジメント・品質管理等	人員と作業時間が確保され、進行管理、マネジメントを任せることができるか。リスクマネジメントができているか。また、作成資料の品質管理のための取組は妥当か。	10点
合計点			100点

12 採点基準

審査は、下表「採点基準表」により評価し、採点基準に従い得点を査定する。

【採点基準表】

評価	基準	採点基準
5	特に優れている	配点×1.0
4	優れている	配点×0.8
3	標準	配点×0.6
2	やや劣っている	配点×0.4
1	劣っている	配点×0.2
0	満たしていない	配点×0.0

13 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、令和7年4月16日（水）に電子メールにより通知することとする。なお、審査の経緯及びその内容、審査結果に関する問い合わせには応じないこととする。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。審査結果は、佐渡市ホームページで公表する。

14 契約の締結

- (1) 実際の契約については、当協議会と受託候補者とで、企画提案の内容に基づき、契約内容に係る協議を行い、契約を締結するものとする。
- (2) 契約に係る仕様書の内容は、本プロポーザルの仕様書を基に提案された内容を加味したものとするが、協議により協議会が承諾した場合は、内容を一部変更することができる。
- (3) 契約にあたっては、改めて見積書など必要な書類を協議会に提出すること。

15 参加事業者の失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 上記の「4 参加資格」に記載の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積書（任意様式）に記載の見積額が、上記「2(4)業務委託予算概要」の金額を越えている場合
- (5) 審査の提案プレゼンテーションに参加しなかった場合

16 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加にかかる費用は、全て参加者の負担とする。

- (2) 本プロポーザルに係る提出資料は、原則として記載された内容の変更を認めない。また、提出された書類に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病気等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経歴等を有する担当者を示し協議会の了解を得なければならない。
- (3) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、協議会がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 本プロポーザルに係る提出資料は返却しないものとする。

17 問い合わせ先

佐渡市地域公共交通活性化協議会（佐渡市交通政策課内）

〒952-1292 佐渡市千種 232 番地

TEL 0259-63-3184 FAX 0259-63-5125

E-mail k-koutsu@city.sado.niigata.jp